

「第7次三重県医療計画中間評価報告書（中間案）」に関するパブリックコメントに対して寄せられたご意見等について

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他（①から④に該当しないもの。）

資料1-2

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

No.	該当箇所	区分	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
37	第3章 中間評価の結果	在宅医療	104	・地域医療計画による医療機能の再編、提供体制の変更が計画されています。医療と介護の連携において、医療ニーズの必要な高齢者の転院先、入所施設での医療提供に大きな不安があります。さらに、在宅での介護力は低下しており、一人暮らし、老老世帯においては生活そのものが安全に継続することも困難です。地域リハビリ等の専門家も不足しています。高齢となった人や障害のある人の医療へのアクセス、合理的配慮も不十分です。まさに人権の問題です。住まいする地域によって大きな隔たりもあり、医療サービスを継続的に提供することが保障できない計画は見直すべきです。在宅支援歯科診療所、かかりつけ歯科医療機能強化型診療所への支援も急務です。	②	・本計画において、住み慣れた地域において、誰もが必要な医療・介護・福祉サービスが受けられ、人生の最後まで安心して自分らしい生活を実現できる体制が整っていることをめざす姿のひとつとしており、身近な地域で在宅医療が受けられるよう、地域における在宅医療の提供体制の質と量の確保に取り組むこととしています。 ・社会資源が限られている地域においても、在宅医療に関わる多職種による24時間安心のサービス提供体制が構築されるよう、引き続き取り組んでいきます。
38	第3章 中間評価の結果	在宅医療	104~115	・今後、高齢化の進展とともに在宅医療の重要性はますます高まることから、多職種連携による24時間安心のサービス提供体制の確保が重要であると考えるので、現状を把握した上で対応をお願いしたい。 ・また、患者、患者の家族および医療提供者の顔が見える関係を構築していくことができるアドバンスド・ケア・プランニングについては、在宅医療を推進するうえで重要な取組であることから、引き続き取組を進めていただきたい。	②	・市町ヒアリング等により在宅医療の現状を把握するとともに、市町等の具体的な取組の情報提供や意見交換会等を実施し、多職種連携による24時間安心のサービス提供体制構築のため、引き続き取り組みます。 ・また、アドバンス・ケア・プランニングについては、地域住民への普及啓発や専門職の資質向上を図るための研修会等に引き続き取り組みます。
39	第3章 中間評価の結果	在宅医療	112	・県民の認知度の高低にかかわらず、ACP（人生会議）について周知し、一人ひとりが人生の最終段階を考える機会を設けなければならないのではないかと。全国平均を上回ったら周知しなくても良いという性質のものではない。「県民の認知度が低いという現状から」という部分を修正または削除されたい。	①	・いただいたご意見をふまえ、表現を修正します。
40	第3章 中間評価の結果	在宅医療	115	・「県民の意識向上および市町、専門職の資質向上を図るための研修会等に取組みます」と言う前に、まず、呼びかけや研修を行う側の意識や資質が低いので、意識向上を行ってください。	⑤	・呼びかけや研修を行う側が正しい知識を持った上で取組を推進することが大切であると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。